

京都市告示第 234号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に開館します。

令和3年7月16日

京都市長 門川大作

臨時に開館する日

令和3年7月22日(木)、令和3年7月23日(金)、令和3年8月8日(日)、
令和3年8月9日(月)、令和3年9月20日(月)、令和3年9月23日(木)
及び令和3年11月3日(水)

※いずれも午前9時から午後5時まで

※展示室のみの開館

令和3年8月4日(水)及び令和3年10月2日(土)

※いずれも午後5時から午後8時まで

※展示室のみの開館

(歴史資料館)